

橋梁灯の光度、明弧及び光り方

1 光度

船舶航行の態様に応じ適正なものであるとともに次の要件を満たすものであること。

(1) 利用海域における光度

利用海域の各点で、航海者の角膜照度が透過率（海里当たり）0.74 のときに 1×10^{-6} ルックス以上となる光度であること。

(2) グレアの防止

橋梁下の通航に際しグレアを感じさせないものであり、利用海域の各点での航海者の角膜照度は、 1×10^{-1} ルックスを越えないものであること。

ただし、背景が非常に暗い場合は、この値は 1×10^{-2} ルックスまで減少させること。

2 明弧

橋梁灯の種類に応じ利用海域の状況に適合したものであること。

3 光り方（リズム光を用いる場合）

(1) 側端灯

リズム光を用いる場合は、同期させること。

(2) 中央灯

側端灯と同じリズム光を用いる場合は、側端灯と同期させること。

(3) 可航水域の区分表示

橋梁下に複数の可航水域又は航路が存在する場合であつて、主たる可航水域又は航路を他のものと区別して明示する必要があるときは、その橋梁灯の光り方はリズム光とし、原則として、等明暗光とする。（設置例参照）

例 可航水域の区分表示例

